

	機関・団体名	連絡先	業務内容等
鳥取県	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 孤独・孤立対策課	窓口名 孤独・孤立対策課 住 所 680-8570 鳥取市東町1丁目220 電 話 0857-26-7859 F A X 0857-26-8116 e-mail kodoku- koritsu@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.pref.tottori.lg.jp/kodoku-koritsu/ 担当圏域 全県	誰一人取り残さない社会づくりの推進に向けて、県内の孤独・孤立対策における取組や体制をさらに充実・強化しながら、おひとりおひとりに寄り添った支援を行っていきます。 【所掌業務】 ○生活困窮者自立支援 ○生活保護 ○再犯防止・更生保護 ○民生委員 ○ヤングケアラー ○ひきこもり 他
	鳥取県福祉保健部 健康医療局 健康政策課	窓口名 健康政策課 住 所 680-8570 鳥取市東町1丁目220 電 話 0857-26-7202 F A X 0857-26-8726 e-mail kenkouseisaku@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.pref.tottori.lg.jp/11192.htm 担当圏域 全県	ひきこもり支援について、NPO法人鳥取青少年ピアサポートに「とっとりひきこもり生活支援センター」を委託しています。以下のような業務を行うことにより、ひきこもりの方々へ生活・就労支援やひきこもりに対する正しい知識の普及啓発を行っています。 ① 相談支援業務 ② 職場体験事業 ③ ひきこもりサポーター養成講座 ④ ひきこもり支援ネットワーク連絡会 ⑤ 情報発信 ⑥ 市町村などへの後方支援
	鳥取県立精神保健福祉センター	窓口名 精神保健福祉センター 住 所 680-0901 鳥取市江津318-1 (県立福祉相談センター2階) 電 話 0857-21-3031 F A X 0857-21-3034 e-mail seishincenter@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.pref.tottori.lg.jp/seishincenter/ 担当圏域 県内全域	精神保健福祉センターでは、心の健康の保持増進と精神障がい者の社会参加の促進、地域生活支援のために、所内相談、電話相談などを行なっています。 詳しくは当センターHPをご覧ください。
	鳥取県中部総合事務所 県民福祉局 地域福祉課 (鳥取県中部福祉事務所)	窓口名 地域福祉課（DV・ひきこもり担当、ひとり親担当、保護担当） 住 所 682-0802 倉吉市東巖城町2 電 話 (ひきこもり相談) 0858-23-3152 (ひとり親担当) 0858-23-3126 (保護担当) 0858-23-3129 F A X 0858-23-4803 e-mail chubu-kenminfukushi@ pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.pref.tottori.lg.jp/chubu-kenminfukushi/ 担当圏域 (ひきこもり相談)中部圏域 (ひとり親担当)三朝町 (保護担当)三朝町	当課では、誰もが安心していきいきと生活できる地域社会を実現するため、「ひきこもり者等の相談援助」や「ひとり親家庭の相談援助・支援」、「生活保護の実施」、「生活困窮者への支援」などを行っています。
鳥取県西部総合事務所 県民福祉局 地域福祉課	窓口名 地域福祉課（DV・ひきこもり担当、ひとり親担当、保護担当） 住 所 683-0802 米子市東福原1丁目1-45 電 話 (ひきこもり相談) 0859-38-2250 (ひとり親担当) 0859-31-9308 (保護担当) 0859-31-9313 F A X 0859-34-1392 e-mail seibu- kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.pref.tottori.lg.jp/seibu-kenminfukushi/ 担当圏域 (ひきこもり相談)西部圏域 (ひとり親担当)大山町 (保護担当)大山町	当課では、誰もが安心していきいきと生活できる地域社会を実現するため、「ひきこもり者等の相談援助」や「ひとり親家庭の相談援助・支援」、「生活保護の実施」、「生活困窮者への支援」などを行っています。	

機関・団体名	連絡先	業務内容等
鳥取県福祉相談センター	<p>鳥取県福祉相談センター 児童相談課 (鳥取県中央児童相談所)</p> <p>連絡先 児童相談課 住 所 680-0901 鳥取市江津318-1 電 話 0857-23-6080 F A X 0857-21-3025 e-mail fukushisodan@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.pref.tottori.lg.jp/fukushisodan/ 担当圏域 鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町</p>	<p>・鳥取県中央児童相談所は、18歳未満の子どもに関する相談に応じており、その内容により調査・心理診断・医学診断等を行っています。</p> <p>・こうした相談のほかに、施設入所・里親委託などいわゆる措置の機能と、必要に応じて児童を一時保護する機能を持っています。</p> <p>・ヤングケアラーに関する相談窓口を開設しています。(ヤングケアラーに関する相談電話は、「0857-29-5460」です。)</p>
	<p>鳥取県福祉相談センター 女性相談課 (鳥取県婦人相談所・鳥取県配偶者暴力相談支援センター)</p> <p>窓口名 女性相談課 住 所 680-0901 鳥取市江津318-1 電 話 ①直通ダイヤル 0857-23-6215 ②相談専用ダイヤル 0857-27-8630 F A X 0857-21-3025 e-mail fsc_jyoseisodan@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.pref.tottori.lg.jp/fukushisodan/ 担当圏域 東部圏域</p>	<p>婦人相談所では、女性に関する様々な相談を受けています。また、「配偶者暴力相談支援センター」として、配偶者等からの暴力被害者の相談・保護・自立支援等の業務を行っています。</p>
鳥取県中部総合事務所 県民福祉局 倉吉児童相談所	<p>窓口名 相談課 住 所 682-0881 倉吉市宮川町2丁目36 電 話 0858-23-1141 F A X 0858-23-6367 e-mail kurayoshijidosodan@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.pref.tottori.lg.jp/kurayoshijidou/ 担当圏域 倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町</p>	<p>・倉吉児童相談所は、18歳未満の子どもに関する相談に応じており、その内容により調査・心理診断・医学診断等を行っています。</p> <p>・こうした相談のほかに、施設入所・里親委託などいわゆる措置の機能と、必要に応じて児童を一時保護する機能を持っています。</p> <p>・令和3年度からは、ヤングケアラーに関する相談窓口を開設しています。(ヤングケアラーに関する相談電話は、「0858-22-4152」です。)</p>
鳥取県西部総合事務所 県民福祉局 米子児童相談所	<p>窓口名 相談課 住 所 683-0052 米子市博旁町4丁目50 電 話 0859-33-1471 F A X 0859-23-0621 e-mail yonagojidosodan@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.pref.tottori.lg.jp/yonagojidou/ 担当圏域 米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町</p>	<p>・米子児童相談所は、18歳未満の子どもに関する相談に応じており、その内容により調査・心理診断・医学診断等を行っています。</p> <p>・こうした相談のほかに、施設入所・里親委託などいわゆる措置の機能と、必要に応じて児童を一時保護する機能を持っています。</p> <p>・令和3年度からは、ヤングケアラーに関する相談窓口を開設しています。(ヤングケアラーに関する相談電話は、「0859-33-2020」です。)</p>
鳥取県教育委員会 事務局 小中学校課	<p>窓口名 小中学校課 住 所 680-8570 鳥取市東町1丁目271 電 話 0857-26-7509 F A X 0857-26-8170 e-mail shouchuugakkou@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.pref.tottori.lg.jp/shouchuugakkou/ 担当圏域 鳥取県全域</p>	<p>学校に関する相談 相談専用電話番号 0857-26-7930</p>

機関・団体名	連絡先	業務内容等
鳥取県教育委員会 事務局 人権教育課	窓口名 人権教育課（育英奨学室） 住 所 680-8570 鳥取市東町1丁目271 電 話 0857-29-7145 F A X 0857-26-8176 e-mail jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku/ 担当圏域 県内全域	当課では、有用な人材を育成することを目的に、県内に住所を有する方の子等で高等学校、大学等に在学する方のうち、経済的理由により修学が困難である方に対して育英奨学資金を貸与しているほか、低所得世帯の高校生に奨学のための給付金を支給するなど、各種支援事業を行っております。 奨学金制度をはじめ、当課で実施する各事業の制度概要などについては、当課ホームページをご覧ください。お問い合わせください。
鳥取県教育委員会 事務局 いじめ・不登校 総合対策センター	窓口名 いじめ・不登校総合対策センター 住 所 680-0941 鳥取市湖山町北5丁目201 電 話 0857-28-2322 F A X 0857-31-3958 e-mail ijime-futoukou@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.pref.tottori.lg.jp/ijimefutoukou/ 担当圏域 県内全域	○幼児、小中学生、高校生年代の子ども・保護者を対象に、いじめ、不登校、園・学校生活での困りごと、子育ての悩みなどの相談を受け付けています。 ○東・中・西部の各地域で、月1～2回程度「専門医（小児科医・精神科医）による教育相談会」を行っています。園・学校生活の困りごと、発達の遅れや子育ての悩みなどの相談に応じています。 ○東・中・西部の各地域に県教育支援センター「ハートフルスペース」を設置し、不登校（傾向）やひきこもりの心配がある高校生年代の青少年を対象に、学校復帰や社会参加・自立に向けて支援しています。
鳥取県人権尊重社会 推進局 人権・同和対策課	窓口名 鳥取県人権尊重社会推進局 人権・同和対策課 住 所 680-8570 鳥取市東町1丁目220 電 話 0857-26-7073 F A X 0857-26-8138 e-mail jinken@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/ 担当圏域 県内全域	人権意識の啓発・醸成、人権尊重の社会づくり相談ネットワーク（人権相談、人権救済）による解決の促進、北朝鮮による拉致被害者等の帰国支援、ユニバーサルデザイン（UD）の推進、同和問題啓発の推進、隣保館運営費・整備費への助成及び運営指導 【人権相談窓口】 ○県庁人権尊重社会推進局（県庁本庁舎5階） 電話 0857-26-7677 ○中部総合事務所県民福祉局 電話 0858-23-3270 ○西部総合事務所県民福祉局 電話 0859-31-9649 （受付時間） 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時まで （祝日、年末年始は除く）
鳥取県立図書館	窓口名 サポートの必要な家庭応援プロジェクトチーム 住 所 680-0017 鳥取市尚徳町101 電 話 0857-26-8155 F A X 0857-22-2996 e-mail toshokan@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.library.pref.tottori.jp/ 担当圏域 県内全域	図書館には、誰もが無料で使える「場所」があり、本や雑誌などの「資料」があり、何でも気軽に相談できる「人」がいます。県立図書館では、そのような図書館の特徴を活かして、経済的困窮や社会からの孤立、引きこもり等の問題でお悩みの家庭（サポートの必要な家庭）を応援するため、有用な情報や資料の提供、図書館を居場所として活用していただく取組みを進めています。 ・無料で利用できるインターネットやWi-Fiがあります。 ・学び直しや資格取得に役立つ本があります。 ・冷暖房や閲覧スペースがあり、快適に時間を過ごすことができます。 ・土・日・祝日も開館しています。 ・2階小研修室をフリースペースとして開放しています（会議・研修等で利用する時間帯を除く）。
鳥取県消費生活 センター	窓口名 鳥取県消費生活センター 住 所 683-0043 米子市末広町294 米子コンベンションセンター4階 電 話 0859-34-2705 F A X 0859-34-2670 e-mail shohiseikatsu@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.pref.tottori.lg.jp/shohiseikatsu/ 対象圏域 県内全域	・消費生活トラブルに関する苦情・相談への助言、あっせん ・弁護士による「多重債務・法律相談会」の開催 （鳥取、倉吉、米子の3か所で毎月1回、無料・事前予約制） 県内に3つの相談窓口があります。 鳥取県消費生活センター ・東部消費生活相談室（鳥取県庁第2庁舎2階） ・中部消費生活相談室（倉吉交流プラザ2階） ・西部消費生活相談室（米子コンベンションセンター4階）
市町村福祉事務所 鳥取市福祉事務所	窓口名 福祉部生活福祉課 住 所 680-8571 鳥取市幸町71 電 話 0857-20-3476 F A X 0857-20-3908 e-mail fukushi@city.tottori.lg.jp HP URL https://www.tottori.lg.jp/ 担当圏域 鳥取市	当課では生活保護の相談や申請を受け付けています。生活保護は給与や年金などの収入が国の定めた「最低生活費」を下回り、自分の資産や様々な制度を活用しても生活の維持ができない世帯に対して、自立した生活が送れるよう支援する制度です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

機関・団体名	連絡先	業務内容等
鳥取市中央人権福祉センター (パーソナルサポートセンター)	窓口名 鳥取市中央人権福祉センター (パーソナルサポートセンター) 住 所 680-0823 鳥取市幸町151 電 話 0857-20-4888 F A X 0857-24-8067 e-mail tottori- psc@city.tottori.lg.jp HP URL https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1500950515581/index.html 担当圏域 鳥取市	個人や世帯が抱える生活上のさまざまなご相談に対応します。相談支援員が困りごとや不安をお聞きしたうえで、課題を整理し自立に向けた支援を関係機関と連携しながら行います。 ●主な支援事業 ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金支給 ・家計改善支援事業 ・就労準備支援事業 ・学習支援事業 ・一時生活支援事業 ・フードサポート事業
岩美町福祉事務所	窓口名 健康福祉課 福祉事務所 住 所 681-0003 岩美郡岩美町浦富1029番地2 電 話 0857-73-1333 FAX 0857-73-1344 e-mail tiikifukushi@iwami.gr.jp HP URL iwami@iwami-hp.jp 担当圏域 岩美町	当課では生活困窮者自立支援事業を担当し、岩美町社会福祉協議会と役割を分担して、岩美町民の生活に関する相談業務や経済的支援等を行っています。事務所のある建物は、当課以外に保健・介護部門や包括支援センター、また病院も立地する複合施設で、それぞれで連携を取りながら包括的に困り事への対応を行っています。 ○健康福祉課 ・自立支援金申請窓口 ○福祉事務所 ・生活保護申請窓口
八頭町福祉事務所	窓口名 福祉課 生活支援係 住 所 680-0463 八頭郡八頭町宮谷254番地1 電 話 0858-72-3581 F A X 0858-72-3565 e-mail fukushi- jimusyo@town.yazu.tottori.jp HP URL https://www.town.yazu.tottori.jp/ 担当圏域 八頭町	八頭町では、生活に関する相談業務や経済的支援等、困窮状態からの早期脱却を図るための自立相談支援事業等を行っています。各事業の実施にあたっては、専門の支援員を配置し、相談者それぞれのニーズに合った、伴走型の支援を行っています。 【実施事業】 ・自立相談支援事業 相談機関：自立相談支援センター「ほっと」 (八頭町社会福祉協議会内) TEL:0858-71-0100 ・住居確保給付金支給事業 ・家計改善支援事業 ・就労準備支援事業
若桜町福祉事務所	窓口名 福祉事務所(福祉保健課内) 住 所 680-0792 八頭郡若桜町大字若桜801番地5 電 話 0858-82-2232 F A X 0858-82-0134 e-mail fukushi@town.wakasa.tottori.jp HP URL http://www.town.wakasa.tottori.jp/ 担当圏域 若桜町内	本町では生活保護に至る前段階の自立支援策として、自立相談支援、就労準備支援事業、家計改善支援事業を実施しています。 【相談窓口】 福祉事務所 若桜町社会福祉協議会(自立相談支援機関)
智頭町福祉事務所	窓口名 智頭町福祉事務所 (智頭町役場福祉課) 住 所 689-1402 八頭郡智頭町大字智頭1875 (智頭町保健・医療・福祉総合センター「ほのぼの」内) 電 話 0858-75-4102 F A X 0858-75-4110 対象圏域 智頭町内	智頭町では智頭町福祉事務所が窓口となり、生活困窮者自立支援事業を実施しております。生活全般の相談をお受けし、対象者の方が抱えている困難と一緒に整理し、様々な制度に繋いでいきます。また、『自立相談支援事業』『就労支援事業』『就労準備支援事業』『家計改善支援事業』『生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業』など各事業を実施しております。 生活困窮者自立支援制度、また智頭町で実施する各事業の制度概要など、御不明な点がございましたら、智頭町福祉事務所までお問い合わせください。
倉吉市福祉事務所	窓口名 福祉課(福祉係・生活保護係) 住 所 682-0885 倉吉市堺町2丁目253番地1 電 話 0858-22-8118、0858-22-8199 F A X 0858-22-7020 e-mail fukushi@city.kurayoshi.lg.jp HP URL https://www.city.kurayoshi.lg.jp/gyousei/div/fukushi/fukushi/ 担当圏域 倉吉市	○生活困窮者自立支援制度に関すること 【就労準備支援事業】 就労に向けた準備が必要な方に就労に向けた支援を行います。 【子どもの学習支援事業】 経済的な理由等により学習環境が十分に整っていない児童・生徒を対象に自立学習に向けた支援を行います。 【住居確保給付金】 離職等により住居を失った方、または住居を失うおそれのある方に対し、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給します。 ○生活保護制度に関すること 生活保護は最低限度の生活を維持するための給付であるとともに、世帯の自立の助長を目的としている制度です。生活保護を受けるためには、市福祉事務所(福祉課)に申請することが必要です。詳しくは、市福祉事務所(福祉課生活保護係)にお問い合わせください。

機関・団体名	連絡先	業務内容等
湯梨浜町福祉事務所	窓口名 総合福祉課生活支援係 住 所 682-0724 東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1 電 話 0858-35-5390 F A X 0858-35-5376 e-mail yfukushi@yurihama.jp HP URL https://www.yurihama.jp 担当圏域 湯梨浜町内	福祉事務所では、必須事業である生活困窮者自立相談支援事業を町社会福祉協議会に委託し実施しています。町社会福祉協議会では、「暮らしサポートセンターゆりはま」を相談窓口として設置し、様々な困りごとについて相談を受けています。 当福祉事務所では、町社会福祉協議会をはじめ各支援機関と連携しながら、生活困窮者の支援を実施しています。 ※生活上の困りごとの相談窓口 暮らしサポートセンターゆりはま 湯梨浜町はわい長瀬584 ハワイアロハホール内 電話 0858-35-2351、FAX 0858-35-4143
三朝町福祉課	窓口名 福祉課 住 所 682-0121 東伯郡三朝町大瀬999-2 電 話 0858-43-3520 F A X 0858-43-0647 e-mail info@town.misasa.tottori.jp HP URL http://www.town.misasa.tottori.jp 担当圏域 三朝町	三朝町福祉課では主に以下の内容を担当しています。 ○高齢者、障がい者福祉に関すること ○介護保険事業に関すること ○国民健康保険、後期高齢者医療に関すること
北栄町福祉事務所	窓口名 福祉課 住 所 689-2292 東伯郡北栄町由良宿423番地1 電 話 0858-37-5852 F A X 0858-37-5339 e-mail fukushisoudan@e-hokuei.net HP URL http://www.e-hokuei.net/ 担当圏域 北栄町全域	生活困窮者自立支援事業を実施しています。 働きたくても働けない、住むところがない、支払が苦しい、仕事が見つからないなど、生活に困っている方からの相談に応じ、必要な支援を行っています。 ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金の支給 ・家計相談支援事業 ・就労準備支援事業 ・子どもの学習支援事業
琴浦町福祉事務所	窓口名 福祉あんしん課 生活支援係 住 所 689-2392 東伯郡琴浦町大字徳万591-2 電 話 0858-52-1715 F A X 0858-52-1524 e-mail fukushi@town.kotoura.tottori.jp HP URL https://www.town.kotoura.tottori.jp/ 担当圏域 町内全域	働きたくても働けない、生活に困っているなど、生活全般の困りごとを抱える方に対して、一人一人の状況に合わせた支援計画を作成し、専門の支援員が寄り添いながら解決に向けた支援を行います。 ・『自立相談支援事業』 =生活に困りごとや不安を抱えている場合、まず相談窓口にご相談ください。どのような支援が必要か相談者の方と一緒に考え、自立に向けた支援を行います。 ・『住居確保給付金事業』 =離職により住居を失うおそれがある場合、一定期間、家賃相当額を支給します。 ※一定の資産収入等に関する要件等を満たしている方が対象です。 ・『生理の貧困事業』 =コロナ禍における経済的理由等で、生理用品を購入できない子どもなどに物資を提供します。併せて、相談窓口の周知を行っています。 ・『悩み何でも無料相談』 =毎月「出張 悩み何でも相談」を開催しています。 ※開催時期や開催場所等については、福祉あんしん課までお問い合わせください。
米子市福祉事務所	窓口名 ふれあいの里総合相談支援センター「えしこに」 (福祉政策課) ※令和4年4月開設 住 所 683-0811 米子市錦町1丁目139番地3 (ふれあいの里内) 電 話 0859-21-8428 e-mail furesato@city.yonago.lg.jp HP URL https://www.city.yonago.lg.jp/36965.htm 担当圏域 米子市全域	ふれあいの里総合相談支援センター「えしこに」を開設し、市民の皆様からの生活福祉に関する困りごとやお悩みなど、あらゆる相談をお受けする総合相談対応を行っています。どこに相談していいかわからない困りごとや、複雑で整理できない困りごとについても、丁寧にお話を伺い、その人に合った暮らし方ができるよう一緒に考え、サポートします。成年後見制度の利用に関するご相談や、ひきこもりに関するご相談もお受けします。 また、当センターは、特定の支援関係機関だけでは対応が困難な複雑・複合化した問題について、多機関の協働による支援や、地域活動、様々な分野の社会資源との連携による支援をコーディネートします。 ・「自立相談支援事業」、「住宅確保給付金」及び「家計改善支援事業」は、米子市社会福祉協議会に委託しています。 ・「就労準備支援事業」は、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団に委託しています。

機関・団体名	連絡先	業務内容等
境港市福祉事務所	窓口名 境港市役所 福祉課 住 所 684-8501 境港市上道町3000番地 電 話 0859-47-1047 F A X 0859-42-5987 e-mail fukushi@city.sakaiminato.lg.jp HP URL http:sakaiminato.lg.jp 担当圏域 境港市	境港市では、経済的な困窮をはじめ、様々な生活上の不安を抱えている方に対して、自立に関する相談対応や必要な支援を行い、相談者の方と一緒に自立の促進に取り組んでおります。 当市では、相談対応を行う『自立相談支援事業』のほか、離職により住宅を失った(失う恐れのある)方の就労活動を支援する目的で家賃相当額を支給する『住居確保給付金事業』を実施しております。 なお、自立相談支援事業は境港市社会福祉協議会に委託しております。 ■境港市社会福祉協議会 電 話 0859-45-6116 HP URL https://www.sakaiminato-shakyo.jp/indeximg/oshirase/jiritsu_shien.pdf
南部町福祉事務所	窓口名 南部町福祉事務所 住 所 683-0323 西伯郡南部町倭482 電 話 0859-66-5522 F A X 0859-66-5523 e-mail fukushi@town.nanbu.tottori.jp HPURL https://www.town.nanbu.tottori.jp/admin/hukushijimusho/ 担当圏域 南部町	南部町では、生活困窮者自立支援事業として、支援員が相談、支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う「自立相談支援事業、ならびに家計の立て直しや相談者自ら家計を管理できるように、生活上の課題把握による支援計画の作成を行い、早期の生活再生を支援する「家計相談支援事業」を南部町社会福祉協議会に委託し対応しています。 併せて、離職等で住宅を失った方または失う恐れのある方に対して、就職活動を条件に一定期間、家賃相当額を支給する「住宅確保給付金事業」を行っています。
伯耆町福祉事務所	窓口名 福祉課 住 所 689-4133 西伯郡伯耆町吉長37番地3 電 話 0859-68-5534 F A X 0859-68-3866 (代表) e-mail fukushishien@houki-town.jp HP URL https://www.houki-town.jp/	「生活困窮者自立支援事業」 生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等を行っている。 伯耆町社会福祉協議会へ委託により相談窓口を設置し、「自立相談支援事業」及び「住居確保給付金」の申請を受け付けるとともに、相談者の相談内容から必要な支援を検討し、必要に応じて役場、関係機関等と連携して当該相談者の支援を実施中。
日吉津村福祉事務所	窓口名 日吉津村役場福祉保健課 住 所 689-3553 西伯郡日吉津村大字日吉津872-15 電 話 0859-27-5952 F A X 0859-27-0903 e-mail soudan@hiezu.jp HP URL http:www.hiezu.jp/ 担当圏域 日吉津村内	○生活困窮者自立支援事業 役場福祉保健課窓口・HPにて、困り事や不安について相談受理。支援員・就労支援専門員が寄り添いながら、アセスメント・プラン作成等、自立に向けた支援を行う。 ○住居確保給付金事業 職を失った方等が安心して就職活動に専念できるよう、就職に向けた活動を行うことを条件にアパート等の家賃の一部を支給。 ○新型コロナウイルス感染症生活困窮自立支援金の支給事業 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、総合支援資金の再貸付けが終了する等により、特例貸付を利用できない世帯に対し自立支援金を支給。 ○困窮女性支援(生理の貧困)事業 新型コロナウイルス感染症の影響による経済的な事情のため生理用品の入手にお困りの方へ生理用品を無償配布。 ○困窮世帯等の子供の学習支援(放課後学習会)事業 日吉津小学校5・6年生にボランティアが毎週1回、2時間の放課後学習会を開催。 ○「こども食堂レモン」との連携 月1回、事前申込者に対して、弁当を無料提供。
大山町福祉介護課	窓口名 福祉介護課 住 所 689-3211 西伯郡大山町御来屋467 電 話 0859-54-5207 F A X 0859-54-5087 e-mail fukushi@town.daisen.lg.jp HP URL https://daisen.jp/ 担当圏域 大山町内	本町では、鳥取県西部福祉事務所が行う生活困窮者自立支援事業のサポート、人材育成等各種研修の実施、啓発・理解促進等、同事業の円滑実施に向けたバックアップ事業を行っています。 また、県の委託を受けて事業実施をしている大山町社会福祉協議会の事業に対し側面的な支援を行っています。
日南町福祉事務所	窓口名 日南町福祉保健課 住 所 689-5211 日野郡日南町生山511-5 電 話 0859-82-0374 F A X 0859-82-1027 e-mail s2100@town.nichinan.lg.jp HP URL https://www.town.nichinan.lg.jp/ 担当圏域 日南町	日南町では、生活困窮者自立支援事業として、支援員が相談、支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う「自立相談支援事業」と、離職などにより住宅を失った方や失うおそれの高い方に対して、就職活動を条件に一定期間、家賃相当額を支給する「住宅確保給付金事業」を行っています。 また、家計の立て直しや相談者自ら家計を管理できるように、課題把握、支援計画の作成を行い、早期の生活再生を支援する「家計相談支援事業」を日南町社会福祉協議会に委託し対応しています。

	機関・団体名	連絡先	業務内容等
	日野町福祉事務所 (日野町役場内)	窓口名 健康福祉課 住 所 689-4503 日野郡日野町根雨101 電 話 0859-72-0334 F A X 0859-72-1484 e-mail kenko@town.hino.tottori.jp HP URL https://www.town.hino.tottori.jp/ 担当圏域 日野町内	主に「自立相談支援事業」として、生活困窮者及びそのご家族等からの相談をもとに個人にあった支援プランを作成し、関係機関への紹介や同行訪問も実施しています。 また「住宅確保給付金事業」、「家計改善支援事業」(日野町社会福祉協議会に委託)も実施しています。
	江府町福祉事務所 (江府町役場 住民生活課)	窓口名 住民生活課 住 所 689-4401 日野郡江府町大字江尾1717-1 電 話 0859-75-3223 F A X 0859-75-2389 e-mail k_kenko@town-kofu.jp HP URL https://www.town-kofu.jp/ 担当圏域 江府町	【生活困窮者自立支援事業】 生活に困窮する者・その家族に対し、本人・家族の意向を確認しながら助言など自立に向けた支援を行います。支援プランを作成し、目標に向かって寄り添いながら支援します。就労支援専門員を配置し、就労に関する相談などの支援も行っています。 (「自立相談支援事業」を江府町社会福祉協議会に委託し、実施しています。)
県市町村社会福祉協議会	(社福)鳥取市社会福祉協議会	窓口名 地域福祉課 住 所 680-0845 鳥取市富安二丁目104番地2 電 話 0857-24-3180 F A X 0857-24-3215 e-mail soumu@tottoricity-syakyo.or.jp HP URL https://www.tottoricity-syakyo.or.jp 担当圏域 鳥取市内	○生活福祉資金貸付事業…世帯の経済的自立や生活意欲の助長を促進し、安定した生活を送れるように必要な相談支援、資金の貸付を行います。 ○えんくるり事業…支援を必要とする方に関係機関等と連携し、相談支援を実施しています。 ○日常生活自立支援事業…利用される方ができる限り地域で自立した生活を継続していくために必要なものとして、福祉サービスの利用援助それに付随した日常的な金銭管理等の援助を行います。 ○ランドセルリサイクル事業…ご家庭で使われなくなったランドセルを集め、必要とされているご家庭へ無料で譲渡しています。小学校就学児等が安心して、学校教育を受けられるよう応援し、健全な発育を支援しています。 <お問い合わせ先> 地域福祉課または最寄りの各町総合福祉センター
	(社福)岩美町社会福祉協議会	窓口名 総務福祉課 住 所 681-0003 岩美町浦富645番地 電 話 0857-72-2500 F A X 0857-72-3811 e-mail iwamishakyo@abelia.ocn.ne.jp HP URL http://www.shakyo.or.jp/hp/1319/ 担当圏域 岩美町内	本会では、岩美町から委託を受け、生活困窮者自立支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業等の推進を図る中で、生活・就労・居住に関する総合的な相談を一体的に実施しています。 また、生活福祉資金貸付制度、特例貸付フォローアップ支援業務、日常生活自立支援事業、支え愛マップ作成支援などの各事業も実施しています。 上記事業のほか、本会が実施している各事業は本会HPでご覧いただくことが可能ですので、何かご不明な点等がございましたら、本会までお問い合わせください。
	(社福)八頭町社会福祉協議会	窓口名 八頭町福祉相談支援センター ほっと(地域福祉課) 住 所 680-0463 八頭郡八頭町宮谷254-1 郡家老人福祉センター内 電 話 0858-71-0100 F A X 0858-72-2793 e-mail soudan@yazu-syakyo.or.jp HP URL https://yazu-syakyo.or.jp/ 担当圏域 八頭町	暮らしの中の様々な困りごとの相談を受け付け、内容に応じた支援を行っています。 「生活」「しごと」「お金」「こころ」「ひきこもり」等 困りごとを整理し、制度や専門機関の紹介や、各種手続き等の相談支援を行います。 また、自宅を訪問しお話を聞かせていただくこともできますので、一人で悩まずご相談ください。 ☆ご本人以外からのご相談もお受けいたします。
	(社福)若桜町社会福祉協議会	窓口名 総務福祉課 住 所 680-0701 八頭郡若桜町若桜1247-1 (若桜町地域福祉センター ドリーミー内) 電 話 0858-82-0254 F A X 0858-82-1204 e-mail waka-syakyo@water.ocn.ne.jp HP URL http://wakasa-syakyo.wix.com/home 担当圏域 若桜町	《生活困窮者自立支援制度》 若桜町から委託を受け、「自立相談支援事業」、「家計改善支援事業」を実施しています。 《資金貸付関係》 ・「生活福祉資金貸付制度(鳥取県社会福祉協議会)」受付、相談支援等を行います。 ・「福祉金庫資金貸付事業(若桜町社会福祉協議会)」 生活困窮者に対し必要な応急保護資金を融通し、以て当面の事態処理の法外援護を行い世帯更生運動の効果的促進を図ることを目的に実施しています。 《フードサイクル事業》 生活困窮者への緊急食糧支援を行います。 《えんくるり事業》 生計困難者に対する相談支援等を行います。 《日常生活自立支援事業》 鳥取県社会福祉協議会から委託を受け実施しています。

機関・団体名	連絡先	業務内容等
(社福)智頭町社会福祉協議会	窓口名 権利擁護センター（総務課） 愛称：あんしん相談センターささえーる 住 所 689-1402 八頭郡智頭町大字智頭1875 （保健・医療・福祉総合センターほのぼの内） 電 話 0858-75-3772 F A X 0858-75-0025 e-mail sasae-ru@chizushakyo.jp HP URL http://chizushakyo.jp 担当圏域 智頭町	認知症や知的・精神障がいなどの理由で、判断能力が十分でない方の権利擁護を目的とした事業を行います。その人の自立を助け、住み慣れた地域、施設や病院などで安心して生活が送れるようお手伝いします。 ・成年後見制度の相談・支援 ・日常生活自立支援事業の相談・支援 ・生活困窮者自立支援制度／家計改善支援事業の相談・支援 ・生活福祉資金貸付制度の相談・支援 ・生計困難者に対する相談支援事業（えんくるり事業） ・食のささえあい事業 主に、上記の事業を実施しておりますが、内容がご不明な場合、丁寧に説明させていただきます。その他のご相談も受け付けております。どこに相談をしてよいか分からないという方もぜひお問い合わせください。
(社福)倉吉市社会福祉協議会（あんしん相談支援センター）	窓口名 あんしん相談支援センター 住 所 682-0872 倉吉市福吉町1400 電 話 0858-24-6265 F A X 0858-22-5249 e-mail info@kurayoshishakyo.com （代表） HP URL https://kurayoshishakyo.com 担当圏域 倉吉市内	本会では、倉吉市からの委託を受け、生活困窮者自立支援事業を実施しております。仕事が見つからない、住む所がない、食べる物がないなど、生活する上での困りごとを専門の支援員が関係機関と連携しながら、就労や経済的自立、生活の安定に向けた相談支援を行います。 生活困窮者自立支援制度、または本会で実施する各事業の制度概要など、御不明な点がございましたら、本会までお問い合わせください。
(社福)湯梨浜町社会福祉協議会	窓口名 暮らしサポートセンター ゆりはま（総務福祉課） 住 所 682-0722 湯梨浜町はわい長瀬584 （ハワイアロハホール内） 電 話 0858-35-2351 F A X 0858-35-4143 HP URL https://www.yurihama-shakyo.jp/ 担当圏域 湯梨浜町	本会では、湯梨浜町の委託を受け、生活の困り事や不安、様々な悩みを相談していただける事業を行っています。問題を一緒に考え、各関係機関と連携を図り、問題解決に向けた支援を行います。 【実施事業】 ・生活困窮者自立相談支援事業 ・日常生活自立支援事業 ・就労支援事業 ・家計改善支援事業 ・総合相談事業 ・フードサポート事業 ・生活福祉資金貸付申請 ・住居確保給付金申請の相談
(社福)三朝町社会福祉協議会	窓口名 総務課総務係 住 所 682-0125 東伯郡三朝町横手50-4 三朝町立福祉センター内 電 話 0858-43-3388 F A X 0858-43-3378 e-mail syakyo02@misasa-syakyo.or.jp HP URL http://www.misasa-syakyo.or.jp/ 対象圏域 三朝町	生活課題を抱える住民が安心して相談できて、問題解決につなげられるように支援します。また、要支援者が地域で孤立することがないように、既存の住民活動や関係機関との連携を強化します。 【実施事業】 自立相談支援、就労準備支援、家計相談支援
(社福)北栄町社会福祉協議会	窓口名 地域福祉課 住 所 689-2205 東伯郡北栄町瀬戸36番地2 電 話 0858-37-4522 F A X 0858-37-4532 e-mail shakyou@mail6.torichu.ne.jp HP URL http://www.hokuei-syakyo.or.jp 担当圏域 北栄町内	本会は、「生活福祉資金貸付」「日常生活自立支援事業」「えんくるり事業」などの各事業を行なっております。 本会で実施する各事業の概要など、御不明な点がございましたらお問い合わせください。
(社福)琴浦町社会福祉協議会	窓口名 総務課 地域福祉推進室 （ことうらあんしん相談支援センター） 住 所 689-2352 琴浦町浦安123-1 （琴浦町複合交流施設内） 電 話 0858-52-3600 F A X 0858-53-2035 e-mail fukushi@kotoura-shakyo.jp HP URL http://www.kotoura-shakyo.jp 対象圏域 琴浦町内	本会は、町から委託を受け、包括的支援体制構築事業による相談員を配置し、町民の生活相談等を受けております。 「生活福祉資金貸付」「日常生活自立支援事業」は県社協との委託により実施しております。 県社協「えんくるり事業」による生計困難者等への相談を受けております。 ・「フードサポート事業」（食料支援）及び「生活用品支援事業」（生活用品支援）を実施しております

機関・団体名	連絡先	業務内容等
(社福)米子市社会福祉協議会	窓口名 よなご暮らしサポートセンター 住 所 683-0811 米子市錦町1丁目139-3 ふれあいの里内 電 話 0859-35-3570 F A X 0859-23-5495 e-mail furesato@chukai.ne.jp HP URL http://www.web-spec.net/fukushi/ 担当圏域 米子市内	本会では、生活困窮者自立支援事業(米子市委託)、日常生活自立支援事業ならびに生活福祉資金貸付制度(県社協委託)、フードパートナー(独自事業)、えんくるり事業(参加法人)などの事業を実施しています。 それぞれ生活に困っている方の相談に対応するサービスとして行っています。
(社福)境港市社会福祉協議会	窓口名 生活支援係 住 所 684-0043 境港市竹内町40番地 電 話 0859-45-6116 F A X 0859-45-6146 e-mail sakaiminato.shakyo@themis.ocn.ne.jp HP URL http://sakaiminato-shakyo.jp 担当圏域 境港市内	本会では境港市から委託を受け、生活困窮者自立支援事業を実施しており、一人ひとりにあった支援を行います。 <サービス内容> ○自立支援事業…生活上の困りごとや不安をお伺いし、課題の整理と把握を行います。内容に応じた支援や制度を利用し、安心して生活を送れるよう、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。 ○住居確保給付金の相談…申請が必要な場合は福祉事務所へ繋がります。 ○えんくるり事業…必要に応じて生計困窮者に対する相談支援を実施しています。 ○フードエイド事業…地域の方々よりご寄付いただいた食糧を、様々な理由で生活が困窮している世帯に対し、必要に応じて提供しています。 ○制服しあわせネット事業…市内中学校、高校を対象にご寄付いただいた制服を、必要としている方に提供しています。
(社福)南部町社会福祉協議会 (生活サポートセンターなんぶ)	窓口名 生活サポートセンターなんぶ 住 所 683-0351 西伯郡南部町法勝寺331-1 (総合福祉センターしあわせ内) 電 話 0859-66-2900 F A X 0859-66-2901 e-mail saihaku01@nanbushakyo.com HP URL http://www.nanbushakyo.com 担当圏域 南部町内全域	本会では、南部町から委託を受け、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者家計改善事業、金銭管理自立支援プログラム事業を実施しております。また、鳥取県社協から委託を受け、生活福祉資金貸付事業、臨時特例つなぎ資金貸付事業、日常生活自立支援事業を実施しております。 権利擁護、セーフティーネットに関する独自事業としては、社会福祉資金貸付事業、緊急福祉資金貸付事業、フードパートナー事業、食料支援事業、総合相談事業(法律相談を含む)を実施しており、一般社団法人権利擁護ネットワークほうきの法人社員となり成年後見事業に取り組むとともに鳥取県社協の生計困難者に対する相談支援事業(えんくるり事業)を実施しています。 生活困窮者自立支援関係事業の他、本会で実施する各種事業の制度概要など、御不明な点がございましたら、本会までお問い合わせください。
(社福)伯耆町社会福祉協議会	窓口名 地域福祉 住 所 689-4121 西伯郡伯耆町大殿1010 電 話 0859-21-0608 (生活困窮者自立支援事業専用ダイヤル) F A X 0859-68-4634 e-mail honsho@houki-shakyo.com HP URL http://www.houki-shakyo.jp/ 担当圏域 伯耆町	生活困窮者自立支援事業では、生活の困りごとなどをお聞きし、問題に対して一緒に考えながら、安心した生活を送れるように支援をしています。 その他、本事業に関連する事業も実施しております。 「困窮時食料支援事業」:経済的困窮により食料購入が出来ない方を対象に購入費の支援を行う。(構成世帯により上限額あり) 「フードパートナー事業」:町内のフードパートナーに食料品の提供をしていただく。提供物品は、経済的に困窮した対象者から申請があった場合、必要に応じて配布をする。 「社会福祉資金貸付事業」:日常生活において緊急的に金銭が必要になった場合、生活の立て直しを目的に貸付を行う。(上限額あり)
(社福)日吉津村社会福祉協議会	窓口名 事務局 住 所 689-3553 西伯郡日吉津村日吉津973-9 電 話 0859-27-5351 F A X 0859-27-5931 e-mail hiezunet@orange.ocn.ne.jp HP URL http://www.hiezu-syakyo.org/ 担当圏域 日吉津村内	生活困窮者の相談窓口となり、以下の事業を実施しています。 ○生活福祉資金貸付制度 ○日常生活自立支援事業 ○えんくるり事業 ○生活困窮者自立支援事業 ○家計改善支援事業

機関・団体名	連絡先	業務内容等
(社福)大山町社会福祉協議会	窓口名 パーソナルサポートセンター だいせん 住 所 689-3211 西伯郡大山町御来屋467 電 話 0859-54-2200 F A X 0859-54-6028 e-mail soudan@daisensyakyo.org HP URL http://daisensyakyo.org 担当圏域 大山町全域	本会では鳥取県からの委託を受け、生活困窮者自立支援事業を実施しています。生活に困りごとや不安を抱えている方を対象に、必要な支援と一緒に考え、具体的な支援プランを作成します。 ・自立相談支援事業 ・就労準備支援事業 ・家計改善支援事業 ・子どもの学習支援事業 また困窮者の生活再建に向けて、下記の事業も実施しています。 ・生活福祉資金貸付事業 ・フードパートナー事業 ・えんくるり事業 詳細につきましては本会ホームページをご覧ください。
(社福)日南町社会福祉協議会	窓口名 事務局 住 所 689-5211 日野郡日南町生山397番地1 子育て支援センター内 電 話 0859-82-6038 F A X 0859-82-6058 e-mail n-shakyo-05@sea.chukai.ne.jp HP URL https://nitinanshakyo.wixsite.com/my-site-1 担当圏域 日南町	本会は、日南町福祉保健課が相談窓口となっている『生活困窮者自立支援事業』の中の『家計改善支援事業』を担当しています。また、鳥取県社会福祉協議会が実施する『生活福祉資金貸付事業』の相談・申請・償還の窓口を担当しています。『えんくるり事業』に参加し、急を要する相談等に対して費用の助成などの支援を行っています。権利擁護事業として、『日常生活自立支援事業』を実施するほか、権利擁護ネットワークほうきに団体社員として登録して、町内の『成年後見制度』利用者の後見担当をしています。
(社福)日野町社会福祉協議会	窓口名 日野町社協事務局 住 所 689-5131 日野郡日野町黒坂1247-1 (日野町老人福祉センター内) 電 話 0859-74-0338 F A X 0859-74-0365 e-mail hinoshakyo@sea.chukai.ne.jp HP URL https://www.shakyo.or.jp/hp/index.php?s=1332 担当圏域 日野町	本会では、生活困窮者に対して ①生活福祉資金貸付制度 ②日常生活自立支援事業 ③えんくるり事業 ④家計改善支援事業(日野町からの委託) の各事業を実施しております。 制度概要など、ご不明な点などございましたら、本会までお問い合わせください。
(社福)江府町社会福祉協議会	窓口名 住 所 689-4401 日野郡江府町江尾2069 電 話 0859-75-2942 F A X 0859-75-3900 e-mail koufu-shakyo@muse.ocn.ne.jp HP URL https://www.shakyo.or.jp/hp/1333/ 担当圏域 江府町内	自立相談支援事業を江府町からの委託により実施しています。家計、就労支援などを中心に、生活の全体から課題をとらえ、解決に向かう支援を行います。 この他、江府町社協では、次のような相談支援事業も行っています。 「日常生活自立支援事業」 認知症や障がい等のため、判断能力が十分でない方や、日常生活に不安のある方が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、金銭管理や福祉サービス利用のお手伝いをします。 「えんくるり事業」 鳥取県内の複数の社会福祉法人が連携し、支援を必要とする方への自立に向けた支援を行う「生計困難者に対する相談支援事業(愛称:えんくるり事業)」に参画しています。 「成年後見事業」 日常的なことの判断能力が不十分な方の支援者(後見人など)となり、本人に代わって身の回りのことや、財産管理などを行います。 「フードサポート事業」 一時的に困窮状態にあり、食料の確保も困難な世帯に対し、食材の提供を行っています。 「生活福祉資金貸付事業」(鳥取県社協実施) 資金の貸付と、相談支援により、世帯の経済的自立や生活意欲の助長を進め、安定した生活を送れるようにすることを目的に実施しています。

	機関・団体名	連絡先	業務内容等
	(社福)鳥取県社会福祉協議会	窓口名 地域福祉部 (パーソナルサポート担当) 住 所 689-0201 鳥取市伏野1729-5 (県立福祉人材研修センター内) 電 話 0857-59-6332 F A X 0857-59-6340 e-mail psc@tottori-wel.or.jp HP URL https://www.tottori-wel.or.jp/ 対象圏域 県内全域	本会では、鳥取県からの委託を受け、市町村で実施する生活困窮者自立支援事業のサポート、人材育成等各種研修の実施、啓発・理解促進等、同事業の円滑実施に向けたバックアップ事業を行っております。 また、『生活福祉資金貸付制度』『日常生活自立支援事業』『えんくるり事業』『鳥取県家賃債務保証事業』などの各事業を実施しております。 生活困窮者自立支援制度、また本会で実施する各事業の制度概要など、御不明な点がございましたら、本会までお問い合わせください。 ※個別のケース相談については下記までお問い合わせください。 ・『生活福祉資金貸付制度』『日常生活自立支援事業』 …お住まいの市町村の社会福祉協議会 ・『えんくるり事業』 …県内のえんくるり事業参加法人 参加法人については本会ホームページを御確認下さい。 ・『鳥取県家賃債務保証事業』 …(鳥取県居住支援協議会)あんしん賃貸相談員
医療	鳥取生協病院	窓口名 医療相談室 住 所 680-0833 鳥取市末広温泉町458 電 話 0857-24-7251 F A X 0857-24-7299 e-mail tmc31-4@mcoop-tottori.jp HP URL http://www.med-seikyo.or.jp/ 担当圏域 県内と周辺圏域	安心して治療や療養に専念していただくために「社会福祉」を専門とする相談員(=社会福祉士・精神保健福祉士を取得している医療ソーシャルワーカー)が生活上の様々な問題解決方法を一緒に考えます。例えば「治療を受けたいが、医療費が心配、施設を探したい、退院後の生活が心配、療養生活がうまくいかない、病気は回復したが障害が残ってしまった、社会保障制度について知りたい」などお気軽にご相談ください。
	鳥取県済生会境港総合病院	窓口名 地域医療総合支援センター 住 所 684-8555 境港市米川町44番地 電 話 0859-42-5803 F A X 0859-42-5803 e-mail y.funamoto@sakaiminato-saiseikai.jp HP URL http://www.sakaiminato-saiseikai.jp/ 担当圏域 鳥取県西部、鳥根県東部	<無料低額診療事業> 経済的な理由で診療費の支払いが困難な方に、安心して治療を受けていただくため、医療費支払いの負担を軽減します。
後見	とっとり東部権利擁護支援センター(アドサポセンターとっとり)	窓口名 アドサポセンターとっとり 住 所 680-0845 鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館4階 電 話 0857-30-5885 F A X 0857-30-5886 e-mail adsuppo-tottori@googlegroups.com HP URL http://adsuppo.net/adsuppo/ 担当圏域 鳥取市 八頭町 岩美町 若桜町	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度に関する相談 ・法人後見の受任 ・成年後見受任者に対する支援 ・虐待やその他の権利擁護に関する相談 ・後見人の斡旋 ・市民後見人の育成 ・権利擁護に関する支援を推進させるためのネットワークの構築及び活動
	中部成年後見支援センター「ミットレーベン」	窓口名 住 所 682-0816 倉吉市駄経寺町2丁目15番地 1 電 話 0858-22-8900 F A X 0858-22-8901 e-mail kouken-kurayoshi@major.ocn.ne.jp HP URL 担当圏域 中部圏域	中部地区にお住まいの高齢者・障がい者の方の権利擁護に関する相談窓口です。 開所日：月曜日～金曜日 相談受付時間：9:00～17:00 事業内容 ① 成年後見制度についての相談、情報提供 ② 親族で後見人をされている方の相談支援 ③ 成年後見制度利用のための申立の手続き支援 ④ 法人後見の受任や成年後見人等候補者推薦団体との連絡調整 ⑤ 成年後見に関わる行政機関や関係団体との連絡調整 ⑥ 成年後見制度の広報、啓発、研修会の開催など
	西部後見サポートセンター うえるかむ	窓口名 西部後見サポートセンター うえるかむ 住 所 683-0811 米子市錦町1-139-3 (米子市福祉保健総合センター ふれあいの里内) 電 話 0859-21-5092 F A X 0859-21-5094 e-mail nethouki@iaa.itkeeper.ne.jp HP URL https://houki.net 担当圏域 鳥取県西部圏	当法人は、2012年4月10日より、鳥取県西部地域(米子市、境港市、西伯郡及び日野郡をいう)とその周辺地域における、高齢者及び障がいのある人についての権利擁護推進を目的として設立した団体で、法律職(弁護士、司法書士、行政書士、税理士等)と福祉職(社会福祉士、精神保健福祉士等)、市民後見人によるネットワーク団体です。 鳥取県、鳥取県西部市町村からの委託を受け、成年後見制度や虐待等の権利擁護に係る相談、法人後見の受任、市民後見人の養成、法人後見の立上げに係る支援、各種権利擁護に係る講師派遣等を実施しております。 電話、メール、来所、訪問による相談を受け付けておりますので、まずはお問い合わせください。相談は無料です。 開所日：月曜日～金曜日(土・日・祝日除く) 相談受付時間：9:00～17:00

	機関・団体名	連絡先	業務内容等
就労関係機関	鳥取労働局 職業安定部職業対策課	窓口名 職業安定部職業対策課 住 所 680-8522 鳥取市富安2丁目89-9 電 話 0857-29-1708 F A X 0857-22-7717 e-mail HP URL https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/ 担当圏域 県内全域	鳥取労働局・県内各ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備。鳥取市役所にハローワーク鳥取の常設窓口を設置するほか、各ハローワークが福祉事務所や自立相談支援機関への巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を推進。 <就労支援メニュー> ①キャリアコンサルティング ②職業相談・職業紹介 ③職業準備プログラム(職場体験講習、職業準備セミナー等) ④トライアル雇用 ⑤公共職業訓練・求職者支援訓練 ⑥人手不足業種などマッチング可能性の高い生保受給者等向け求人の開拓
	鳥取公共職業安定所	窓口名 職業紹介第一部門 住 所 680-0845 鳥取市富安2丁目89 電 話 0857-23-2021 (#41) F A X 0857-22-6906 e-mail HP URL https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-hellowork/list/tottori.html 担当圏域 鳥取市、岩美郡、八頭郡	鳥取労働局・県内各ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備。鳥取市役所にハローワーク鳥取の常設窓口を設置するほか、各ハローワークが福祉事務所や自立相談支援機関への巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を推進。 <就労支援メニュー> ①キャリアコンサルティング ②職業相談・職業紹介 ③職業準備プログラム(職場体験講習、職業準備セミナー等) ④トライアル雇用 ⑤公共職業訓練・求職者支援訓練 ⑥人手不足業種などマッチング可能性の高い生保受給者等向け求人の開拓
	倉吉公共職業安定所	窓口名 専門相談部門 住 所 682-0816 倉吉市駄経寺町2-15 電 話 0858-23-8609 F A X 0858-22-6494 e-mail HP URL https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-hellowork/list/kurayoshi.html 担当圏域 倉吉市、東伯郡	鳥取労働局・県内各ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、各ハローワークが福祉事務所や自立相談支援機関への巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を推進。 <就労支援メニュー> ①キャリアコンサルティング ②職業相談・職業紹介 ③職業準備プログラム(職場体験講習、職業準備セミナー等) ④トライアル雇用 ⑤公共職業訓練・求職者支援訓練 ⑥人手不足業種などマッチング可能性の高い生保受給者等向け求人の開拓
	米子公共職業安定所	窓口名 特別援助部門 住 所 683-0043 米子市末広町311 イオン米子駅前店 4階 電 話 0859-33-3911 F A X 0859-33-3959 e-mail HP URL https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-hellowork/list/yonago.html 担当圏域 米子市、境港市、西伯郡、日野郡	鳥取労働局・県内各ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、各ハローワークが福祉事務所や自立相談支援機関への巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を推進。 <就労支援メニュー> ①キャリアコンサルティング ②職業相談・職業紹介 ③職業準備プログラム(職場体験講習、職業準備セミナー等) ④トライアル雇用 ⑤公共職業訓練・求職者支援訓練 ⑥人手不足業種などマッチング可能性の高い生保受給者等向け求人の開拓

機関・団体名	連絡先	業務内容等
鳥取県中小企業労働相談所 みなくる	窓口名 ライフサポートセンター とっとり (一般財団法人 鳥取県労働者福祉協議会) 住 所 電 話 0120-82-5858 F A X 0857-32-5454 E-mail soudan5454@shore.ocn.ne.jp HP URL http://tottori.rofuku.net/ 対象圏域 県内全域	ライフサポートセンターとっよりは、暮らしの悩みごとの相談ができます。「法律相談」と「こころの相談」は対面相談のみ(事前予約制) ●法律相談：弁護士による無料法律相談を県内3地区で開催(予約制1回限り)。※各会場とも 1人30分 鳥取会場：鳥取県労働会館、毎月第1水曜、15時～17時 倉吉会場：労金倉吉支店、毎月第2木曜、15時～17時 米子会場：西部労働者福祉会館、毎月第1水曜、15時～17時 ●こころの相談：産業カウンセラーによる対面相談を県内2地区で開催(予約制) 倉吉会場：倉吉交流プラザ(倉吉市立図書館)、毎月第2金曜、14時～16時(1人50分) 米子会場：米子市立図書館、毎月第2水曜、14時～16時(1人50分)
	窓口名 みなくる鳥取 住 所 680-0847 鳥取市天神町30-5 鳥取県労働会館2階 電 話 0120-451-783 (祝日、夏季8/14.15、年末年始を除く 月～金、奇数月の第一土曜、9：00～ 17：30) F A X 0857-25-3001 E-mail minakuru@roufuku.jp HP URL https://www.pref.tottori.lg.jp/minakuru/http://minakuru-tsushin.lekumo.biz/blog/ 対象圏域 主に県内東部地域	
	窓口名 みなくる倉吉 住 所 682-0803 倉吉市見日町317種部ビル2階 電 話 0120-662-390 (祝日、夏季8/14.15、年末年始を除く 月～金、9：00～17：30) F A X 0858-23-2454 E-mail minakuru@roufuku.jp HP URL https://www.pref.tottori.lg.jp/minakuru/http://minakuru-tsushin.lekumo.biz/blog/ 対象圏域 主に県内中部地域	鳥取県中小企業労働相談所みなくるは、鳥取県からの委託を受け、主に労働に関する相談を受け、労使間のトラブルの未然防止を図っています。 ●労働相談：賃金の未払い、労働時間や休日の相談、突然の解雇、ハラスメントなどの相談に対して、解決に向けたアドバイスや情報提供、必要に応じた関係機関の紹介 ●内職求人情報の案内：鳥取県内で登録された内職求人者の情報提供 ●労働セミナー：働く中で知っておくべき法律などのセミナーを開催 ●社内研修への講師派遣：働きやすい職場づくりをめざして実施される社内研修会への講師派遣 ●労働法の啓発：「THE社会人」の冊子の作成や無料配布、「労働相談Q&Aパネル」の展示
	窓口名 みなくる米子 住 所 683-0067 米子市東町189-2 西部労働者福祉会館2階 電 話 0120-662-396 (祝日、夏季8/14.15、年末年始を除く 月～金、偶数月の第一土曜、9：00～ 17：30) F A X 0859-21-0034 E-mail minakuru@roufuku.jp HP URL https://www.pref.tottori.lg.jp/minakuru/http://minakuru-tsushin.lekumo.biz/blog/ 対象圏域 主に県内西部地域	
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 鳥取支部	窓口名 高齢・障害者業務課 住 所 689-1112 鳥取市若葉台南7丁目1番11号 電 話 0857-52-8803 F A X 0857-52-8785 e-mail tottori-kosyo@jeed.go.jp HP URL https://www.jeed.go.jp/location/shibu/tottori/ 担当圏域 県内全域	当支部では、働く意欲のあるすべての障害者及び高年齢者の雇用環境の改善に向けて、主に事業所を通じた支援を展開しています。具体的には障害者雇用納付金制度に基づく支援として ① 障害者の雇用環境の改善に向けた「各種助成金」の申請に係る相談・支援 ② 障害者の雇用環境をサポートするために事業所の従業員の中から選定される「障害者職業生活相談員」の資格認定講習の実施 ③ 障害者の方の就労促進に向けた技能の向上を目的とした「鳥取県障がい者技能競技大会(アビリンピック鳥取大会)」企画・運営 また、高年齢者の雇用環境を改善する支援として ① 高年齢者の活躍促進措置を実施する際に活用できる「65歳超雇用推進助成金」の申請に関する相談・支援 ② 高年齢者の活躍推進事例の紹介などを中心とした「生涯現役社会の実現に向けた地域ワークショップ」を実施しています。

機関・団体名	連絡先	業務内容等
鳥取県地域若者サポートステーション	<p>窓口名 とっとり若者サポートステーション</p> <p>住所 680-0846 鳥取市扇町7 鳥取フコク生命駅前ビル2階</p> <p>電話 0857-30-4677</p> <p>FAX 0857-30-4678</p> <p>e-mail tottori-sapo@roukyou.gr.jp</p> <p>HP URL (共通) https://torisapo.roukyou.gr.jp/ 担当圏域 鳥取県東部(中部)</p> <p>窓口名 よなご若者サポートステーション</p> <p>住所 683-0043 米子市末広町311 イオン米子駅前店4階</p> <p>電話 0859-21-5678</p> <p>FAX 0859-21-5679</p> <p>e-mail yonago-sapo@roukyou.gr.jp</p> <p>HP URL (共通) https://torisapo.roukyou.gr.jp/ 担当圏域 鳥取県西部</p>	<p>地域若者サポートステーション事業(通称:サポステ)は、「働くこと」や「自立」について悩みや不安を抱えている若者(15歳~49歳の方、原則として在学生、在職者は除く)や、そのご家族に、社会への一歩をふみ出すサポートをする厚生労働省・鳥取県委託事業です。</p> <p>“働きたい!”“社会に参加したい!”でも…“働きたいけど何からしたらいいのかわからない…”“自分はどんな仕事にむいているんだろう…”“人と接するのが苦手だけど…”“仕事はしたことがあるけど長続きしない…”こんな悩みを抱えていませんか?</p> <p>サポステではじっくりお話をうかがって相談することや、ボランティアや職場見学・体験、様々なセミナーなどを通じて、仕事への理解やご自身への理解を深めていただくことで、就労へ向かう支援をしています。就労への歩みは人それぞれです。一人ひとりの歩みに合わせて、一緒に歩いていきたいと思えます。働くことに向けてあなたの“はじめの一歩”を応援します!</p>
障害者就業・生活支援センター しらはま	<p>窓口名 障害者就業・生活支援センター しらはま</p> <p>住所 689-0201 鳥取市伏野2259-17</p> <p>電話 0857-59-6060</p> <p>FAX 0857-59-2022</p> <p>e-mail shirahama_shugyosien@tottori-kousei.jp</p> <p>HP URL</p> <p>担当圏域 東部圏域</p>	<p>当センターは、労働局及び県の委託事業として、障がい者の職業生活における自立を図るための就業支援や就業に伴う日常生活、社会生活上の支援を行っております。</p> <p>また、障がいの方が、職場において安定的な仕事ができるよう、職場適応援助者(ジョブコーチ)を派遣し、作業面や対人面などの直接的な支援を併せて行っております。</p>
障害者就業・生活支援センター くらよし	<p>窓口名</p> <p>住所 682-0817 倉吉市住吉町37-1</p> <p>電話 0858-23-8448</p> <p>FAX 0858-23-8456</p> <p>e-mail kurayoshi_shugyosien1@tottori-kousei.jp</p> <p>HP URL</p> <p>担当圏域 中部圏域</p>	<p>「働くことを希望している」または「現在働いている」障がいのある方に対して、各地域において、ハローワーク・企業・障害者職業センター・福祉施設・医療機関などと連携し、仕事やその仕事を支える生活についての相談支援を行っております。職場や家庭訪問などを行い、継続して安定的な職業生活の実現に向けてサポートします。</p> <p>また、「障がい者職場定着推進センターくらよし」を設置し、職場適応援助者[ジョブコーチ]が、職場に適應できるよう、職場を訪問し、直接的な支援を行っております。</p> <p>【具体業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいがある方の求職活動に関する相談支援 ・就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん) ・職場定着に向けた支援 ・企業に対する障がいのある方の雇用管理に関する助言 ・生活面(生活習慣の形成など)の相談支援 ・上記にかかる関係機関との連絡調整 など <p>【相談・支援料】無料</p>
障害者就業・生活支援センター しゅーと	<p>窓口名 生活困窮者等支援担当者</p> <p>住所 683-0064 米子市道笑町2丁目126-4</p> <p>電話 0859-37-2140</p> <p>FAX 0859-37-2140</p> <p>e-mail sc.shoot@gmail.com</p> <p>HP URL www.npo-step.com</p> <p>担当圏域 鳥取県西部</p>	<p>障害のある方の就労支援をさせてもらっているセンターです。職場実習支援や定着支援をさせてもらいながら、お仕事探しのお手伝いや安心して働けるお手伝いをさせてもらっています。障害のある方だけではなく、障害が窺われる生活困窮の方などへの就労支援も行っています。必要に応じて市町村や福祉事務所、社会福祉協議会、医療機関、HW等と連携を図りながら、就労相談をさせてもらっています。障害のある方、障害が窺われる生活困窮の方など、お仕事探しやお仕事を続ける上での困り事(お仕事にかかわる生活面での相談も含みます)があれば、上記の連絡先へご相談ください。</p>

機関・団体名	連絡先	業務内容等
鳥取障害者職業センター	窓口名 障害者職業センター (相談受付担当) 住 所 680-0842 鳥取市吉方189 電 話 0857-22-0260 F A X 0857-26-1987 e-mail tottori-ctr@jeed.go.jp HP URL https://www.jeed.go.jp 担当圏域 県内全域	当センターは「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて設置・運営されています。 公共職業安定所等との連携のもと、障害者に対して職業リハビリテーションを提供するとともに、障害者雇用に取り組む事業主に対して雇用管理における障害に係る専門的な助言や援助を行っています。 【障害者に対する支援】 ○ 職業評価 職業に関する希望や職業生活に向けた準備状況等の整理を支援し、それらを基に職場に適応するために必要な取組や支援方法等を検討する「職業リハビリテーション計画」を策定。 ○ 職業準備支援 センター内での作業活動、職業準備講習、社会生活技能訓練等を通じて、就職活動や職場定着に向けた準備のための取組を支援。 【障害者及び事業主の双方に対する支援】 ○ 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援事業 障害者が働く職場にジョブコーチが訪問し、障害者及び上司・同僚に対して、障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施し、ナチュラルサポート(職場内での指導・支援体制)の構築を支援。 ○ 職場復帰(リワーク)支援 メンタルヘルスの不調により休職中の精神障害者及び事業主に対して、主治医等との連携の下、職場復帰への準備のための取組を支援。 【事業主に対する支援】 ○ 障害者雇用に関する助言・援助 障害者を雇用又は雇用を予定している事業主に対して取組の状況に応じた相談・援助を実施。
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団さんいんみらい事業所	窓口名 さんいんみらい事業所 住 所 680-0841 鳥取市吉方温泉1丁目252-1 電 話 0857-30-7471 F A X 0857-30-7472 e-mail saninmirai@roukyou.gr.jp HP URL http://mirai.roukyou.gr.jp 担当圏域 県内全域	法人では、生活困窮者自立支援事業を中心に鳥取県内の事業所で以下の事業を行なっています。 【さんいんみらい事業所 鳥取県東部圏域】 生活困窮者及び被保護者就労準備支援事業、就労支援事業 居住支援事業 子どもの居場所づくり事業 等 【さんせるとっとり事業所 鳥取県中部西部圏域】 生活困窮者及び被保護者就労準備支援事業、就労支援事業 低所得者等に係る中間的就労支援推進事業 等 【AtoZさんいん事業所 鳥取県全域】 鳥取県地域若者サポートステーション事業 等
鳥取県立鳥取ハローワーク	窓口名 鳥取県立鳥取ハローワーク 住 所 680-0835 鳥取市東品町111-1 (JR鳥取駅構内) 電 話 0857-51-0501 F A X 0857-51-0502 e-mail hellowork-tottori@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.tori-hello-w.jp/ 担当圏域 主に鳥取県東部	
鳥取県立倉吉ハローワーク	窓口名 鳥取県立倉吉ハローワーク 住 所 682-0023 倉吉市山根557番地1 (パープルタウン1階) 電 話 0858-24-6112 F A X 0858-24-6113 e-mail hellowork-kurayoshi@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.tori-hello-w.jp/ 担当圏域 主に鳥取県中部	鳥取県では県の産業施策、移住施策等と一体となった職業相談・紹介を行う「鳥取県立ハローワーク」を全国に先駆けて全県展開し、地域の課題解決を目指した求人・求職支援に取り組んでおり、生活困窮者の就労面での支援も重要な業務として取り組んでいます。 求職相談に当たっては、担当支援員制を採用しており、経験豊富な支援員が二人三脚で求職者の就職活動をサポートいたします。また、求職者のニーズを踏まえ、企業に出向いての求人開拓等も行っていきます。 どうぞお気軽に鳥取県立ハローワークまでご相談ください。
鳥取県立米子ハローワーク	窓口名 鳥取県立米子ハローワーク 住 所 683-0043 米子市末広町311 (イオン米子駅前店4階) 電 話 0859-21-4585 F A X 0859-21-4586 e-mail hellowork-yonago@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.tori-hello-w.jp/ 担当圏域 主に鳥取県西部(境港市以外)	
鳥取県立境港ハローワーク	窓口名 鳥取県立境港ハローワーク 住 所 684-8501 境港市上道町3000 (境港市役所別館1階) 電 話 0859-44-3395 F A X 0859-36-8609 e-mail hellowork-sakaiminato@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.tori-hello-w.jp/ 担当圏域 主に鳥取県西部(境港市)	

	機関・団体名	連絡先	業務内容等
	ひとり親家庭相談支援センター	窓口名 一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会 住 所 689-0201 鳥取市伏野1729-5 (鳥取県立福祉人材研修センター内) 電 話 080-7508-4231 0857-59-6344 FAX 0857-59-6340 携帯 080-7508-4231 HP URL 鳥取県ひとり親家庭等支援サイト http://www.tori-hitorioya.com 担当圏域 県内全域	本会では、県内3か所の鳥取県立ハローワーク内において ひとり親家庭相談支援センターを開所しております。 東部:鳥取市東品治111 JR鳥取駅構内 県立鳥取ハローワーク 開所日時:毎週土曜日14:15~18:15 中部:倉吉市山根557 パープルタウン 県立倉吉ハローワーク 開所日時:第2, 4土曜日14:15~18:15 西部:米子市末広町311 イオン米子駅前 県立米子ハローワーク 開所日時:毎週 水・土曜日14:15~18:15 ひとり親家庭の方や寡婦等の方が、ひとりで悩まずに気軽に相談できる窓口として、就労や住まい、子育て、離婚、家計管理等の様々なご相談を傾聴し、寄り添い支援を行っています。特に県立ハローワーク内にありますので、就労については すぐ 県立ハローワークに繋ぐことが可能です。 また行政や司法手続き等関係機関等への同行支援も行います。
法律・触法関係	鳥取県弁護士会	住 所 鳥取市東町2丁目221番地 電 話 0857-22-3912 F A X 0857-22-3920 HP URL https://toriben.jp/ 担当圏域 鳥取県東部・中部 (米子支部) 住 所 米子市加茂町2丁目72番地2 電 話 0859-23-5710 F A X 0859-23-5711 担当圏域 鳥取県西部	本会では、法律相談センターを窓口として、生活保護や労働問題に関する相談についても、面談相談を常時受け付けております。収入・資産が少ない方については、法テラスの法律援助により、相談料を無料とすることも可能です。 また、弁護士等が加入する団体である「生活保護支援中国ネットワーク」は、弁護士等を紹介する無料電話を受け付けております(Tel. 0120-968-905、月～金(祝日を除く)9時半～17時(12時～13時を除く))。 法律相談の結果、生活保護の申請を福祉事務所により不当に拒絶されたことが判明した場合や、高齢者・障害者・ホームレスなど自ら申請するのが困難と認められる場合等では、弁護士が生活保護申請に同行し、申請を援助する業務を行っています。生活保護申請が不当に却下された場合にも、県に対する審査請求について、弁護士に依頼することが可能です。これらの場合、弁護士費用は日本弁護士連合会の費用負担で賄うことが可能です。
	日本司法支援センター 鳥取地方事務所 (法テラス鳥取)	窓口名 法テラス鳥取 住 所 680-0022 鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F 電 話 0570-078357 F A X 0857-20-2298 e-mail tottori@houterasus.or.jp HP URL http://www.houterasus.or.jp/chihoujimusho/tottori/ 担当圏域 県内全域	業務内容等 法テラスでは、以下の業務を行っています。必要に応じ、お問合せ、ご案内いただければ幸いです。 ○情報提供業務 法制度に関する情報と、相談機関・団体等(弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等)に関する情報を無料で提供する業務を行っています。 ⇒専門のオペレーターが対応するサポートダイヤルも設置しています。 TEL:0570-078374(平日:午前9時～午後9時、土曜日:午前9時～午後5時・IP電話からは03-6745-5600) ⇒法テラス鳥取では、本人の同意等が取れた場合、関係機関への取次にも取り組んでいます。 ○民事法律扶助業務 民事法律扶助業務とは、経済的に余裕がない方(収入や預貯金等の資力が一定額以下の方)が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い(「法律相談援助」)、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う(「代理援助」「書類作成援助」)業務を行っています。 法律相談については、法テラス鳥取で実施をしている相談会のほか、契約がある弁護士・司法書士事務所、弁護士会の各相談センターでもご利用いただけます。 法律相談予約は県内全域において、法テラス鳥取までご連絡ください。 ○特定援助対象者法律相談援助業務 2018年1月24日より、高齢・障がい等で認知機能が十分でない方を対象に、資力にかかわらず、福祉機関等の支援者の方からのお申込みで弁護士・司法書士がご自宅や入所施設等への出張法律相談を行う新たな援助を開始しました。資力にかかわらずご利用いただけますが、一定の基準を超える資力をお持ちの方には、相談料(1件5,500円)をご負担いただきます。 【日本司法支援センター鳥取地方事務所(法テラス鳥取)連絡先】 電話:0570-078357 (IP電話やプリペイド携帯の方は050-3383-5495) 住所:鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F

機関・団体名	連絡先	業務内容等
鳥取地方検察庁	窓口名 捜査官室（捜査支援担当） 住 所 680-0022 鳥取市西町3丁目201 電 話 0857-22-4171（代表） F A X 0857-22-4177 e-mail ppo32-sosashien.8ac@i.moj.go.jp HP URL 「業務内容等」欄記載のとおり 担当圏域 鳥取県	検察庁は、社会正義の実現、法秩序の維持のため、適正な捜査手続を通じて、刑事事件の事案の真相を解明し、真に罰すべきものであれば、これを起訴し、犯した罪に見合った刑罰が科されるよう公判活動（裁判）を進めていくことを業務としております。 また、近年は、社会情勢や環境の変化に対応し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生といった観点から、捜査・公判活動を行い、保護観察所や地域生活定着支援センター等の関係機関と協力して、被疑者・被告人の再犯を防ぎ、社会復帰を支援することにも力を入れています。 検察庁の詳細については、こちらをご覧ください。 ↓ https://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/tottori/index.html
鳥取保護観察所	窓口名 処遇部門 住 所 680-0842 鳥取市吉方109 電 話 0857-22-3518 F A X 0857-37-0498 e-mail tottori-hogo-common@i.moj.go.jp HP URL 担当圏域 県内全域	更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、精神保健観察等を行っています。 保護観察…犯罪をした人又は非行をした少年が、健全な社会の一員として更生するように、社会の中で指導監督及び補導援助を行います。 生活環境の調整…刑務所等に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰の場にふさわしい生活環境を整えることにより円滑な社会復帰を目指します。 更生緊急保護…刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人で、親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けることができず、保護観察所に保護を受けたい旨を申し出た場合、必要な援助や保護を行います。 精神保健観察…心身喪失等の状態で殺人や放火等の重大な他害行為をした精神障害者に対し、面接訪問や関係機関からの報告などを通じて、生活状況等を見守り、必要な医療を確保するための指導等を行います。
鳥取県地域生活定着支援センター	窓口名 鳥取県地域生活定着支援センター 住 所 680-0845 鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館4階 （一般社団法人とっとり東部 権利擁護支援センター内） 電 話 0857-22-6868 F A X 0857-30-5886 e-mail tottoriteichaku@leaf.ocn.ne.jp HP URL https://adsuppo.net/ 担当圏域 県内全域	障がいがある、又は高齢により、刑務所等から出所した後自立した生活を営むことが困難と認められる方及び刑務所入所に至らなかった方（起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた方等）に対して、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、司法・福祉の各関係機関と協働して、出所・釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行います。 【対象者】 ・障がいがある、又は高齢（おおむね65歳以上）であり、出所後に適当な住居がなく、福祉的な支援を必要とする刑務所等の出所が予定されている方。 ・起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた方のうち、障がいがある、又は高齢（おおむね65歳以上）であり、福祉的な支援を必要とする方。 【業務内容】 ・福祉サービス等を利用できるようにするためのコーディネーター。 ・刑務所出所後、コーディネーター終了後に行う、ご本人や受入施設等へのフォローアップ。 ・被疑者、被告人等を対象に福祉サービス等の利用調整を行い、釈放後必要な援助を行う被疑者等支援。 ・ご本人やご家族、関係者への福祉的な相談支援。 ・ケース会議、連絡会議等の開催、事業の啓発活動。
関係機関 とっとりひきこもり生活支援センター（青少年ピアサポート）	窓口名 とっとりひきこもり生活支援センター 住 所 680-0805 鳥取市相生町2丁目405 電 話 0857-20-0222 F A X 0857-20-0222 e-mail info@tottori-hikikomori.com HP URL https://www.tottori-hikikomori.com 担当圏域 鳥取県全域	【事業内容】 ひきこもりの問題についての相談窓口、関係機関との連携、ひきこもり支援に関する情報発信等を中心に活動を行っています。 ひきこもり問題の早期発見・早期対応に向けて、ひきこもり状態にあるご本人、ご家族等からの相談により支援を行います。 ・ひきこもりにお困りな方からの相談受付（電話、メール、来所、訪問） ・社会参加へのサポート ・職場体験事業（ケア的就労支援等） 【相談の流れ】 電話、メール等による相談→来所等の予約→ご本人やご家族へのカウンセリング→ひきこもり等からの回復に向けたご提案 【その他】 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、心理カウンセラー

機関・団体名	連絡先	業務内容等
救護施設 ゆりはま大平園	窓口名 ゆりはま大平園 生活困窮者相談窓口担当者 住 所 689-0732 東伯郡湯梨浜町長和田1835-1 電 話 0858-32-0780 F A X 0858-32-0787 e-mail yuriohira@med-wel.jp HP URL https://www.med-wel.jp/yuri/ 担当圏域 鳥取県全域	救護施設ゆりはま大平園は、お一人おひとりの抱える問題を受け止め、誰もがその人らしい健康で安心した生活を送ることができるよう、自立に向けた支援を誠心誠意行っています。 ご利用者の人権と主体性を尊重し、以下のようなサービスを提供しています。 ① 日常生活支援 介助支援、健康管理支援、相談支援 ② リハビリテーションプログラム 身体機能回復訓練、生活習慣等の訓練 ③ 自己実現に向けた支援 就労支援(農園作業、陶芸作業、受託作業、清掃作業)、レクリエーション支援 ④ 地域生活移行に向けた支援 調理訓練、地域生活訓練(買い物等) 生活困窮者の相談窓口を開設しておりますのでお問い合わせ下さい。
救護施設 よなご大平園	窓口名 よなご大平園 生活困窮者相談窓口担当者 住 所 689-3541 米子市二本木1690 電 話 0859-56-6226 F A X 0859-56-6228 e-mail yonaohira@med-wel.jp HP URL https://www.med-wel.jp 担当圏域 鳥取県全域	救護施設よなご大平園では、身体や精神の障害や、何らかの課題(生きづらさ)を抱えて、日常生活を営むことが困難な方が利用している入所福祉施設です。 その人らしい豊かな生活の実現に向け、利用者の目的に沿ってそれぞれの自立を目指す取り組みを行っております。 「居宅生活訓練事業」では地域での居宅生活を希望される利用者を対象にアパート等を利用し社会生活力を習得するための訓練と居宅で生活する人が一時的に精神状態が不安定になった場合などに、精神状態の安定を図るために、短期間救護施設を利用したり、DV被害者等の緊急一時保護をする「一時入所」も行っております。 同敷地内にて、就労継続支援B型、生活介護、日中一時、グループホーム事業も運営しております。 生活困窮者の相談窓口を開設しておりますのでお問い合わせ下さい。
鳥取県民生児童委員 協議会	窓口名 鳥取県社会福祉協議会 地域福祉部(地域福祉担当) 住 所 689-0201 鳥取市伏野1729-5 電 話 0857-59-6332 F A X 0857-59-6340 e-mail toriminky@tottori-wel.or.jp HP URL なし 担当圏域 県内全域	民生委員・児童委員は、少子化や核家族化により、地域のつながりが薄れる中、高齢者や障がいのある方、子育てや介護をしている方をはじめ、生活に課題を抱えている方などが、必要なサービスを受けられなかったり、周囲に相談できず孤立してしまうことがないように、住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役となります。 本会では、研修や情報提供による委員への活動支援や交流の場づくり、調査研究活動などを通じ、高齢者、児童やその家庭、障がい者、経済的に困窮されている方をはじめ、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを目指して、県内の市町村民生児童委員協議会と連携しながら、委員活動を推進しています。
鳥取県隣保館連絡 協議会	窓口名 河原人権福祉センター 住 所 680-1222 鳥取市河原町曳田982-1 電 話 0858-85-0135 F A X 0858-85-0139 e-mail tottorikenrinpoka@outlook.com HP URL 担当圏域 県内全域	本会は、県内の隣保館が研修会を目的に、年間を通じて人権研修会を中心に活動をしています。 主な活動内容は、各地域内の相談事業について研修をして安心・安全な生活をできるように活動していますので、お気軽にお問い合わせください。
鳥取県生活協同組合	窓口名 組織運営本部総合企画室 住 所 680-1202 鳥取市河原町布袋597番地1 電 話 0858-85-0017 F A X 0858-85-0013 e-mail t.kouhou@tottori.coop HP URL https://www.tottori.coop/ 担当圏域 鳥取県全域	鳥取県全域をエリアとして、約6万6千人(2023年3月末現在)の組合員さんによる出資金により、消費者の立場にたった安全安心な食の供給事業を中心に、平和を求め暮らしを助け合う事業活動、組織活動を行う生協法人です。消費生活協同組合法に基づき、鳥取県で1951年3月に設立認可された団体です。みんなの協力で作られている生協は、組合員自身がみんなでお金を出し合って、自分たちの手で運営する組織です。
鳥取県居住支援 協議会	窓口名 鳥取県居住支援協議会 住 所 680-0036 鳥取市川端2-125 (鳥取県不動産会館) 電 話 0857-23-3569 F A X 0857-27-1855 e-mail info@tottori-takken.or.jp HP URL https://tottori-kyoju.com/ 担当圏域 県内全域	本会は、県内の行政、不動産関係者、福祉関係者、その他の居住支援を行う者により構成された団体で、住宅確保要配慮者(高齢者、障がい者、子育て世帯の方等)の賃貸住宅への円滑な入居に必要な施策や環境の整備を図るための活動をしています。 あんしん賃貸相談員が、事業の普及啓発や入居相談に対応していますので、お気軽にお問い合わせください。 ・東部・中部地区相談員 090-7135-3686 ・西部地区相談員 080-1949-3920